

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務教育常任委員会 9人 <u>政策統轄総局</u>、令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項 農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項 地域県土警察常任委員会 8人 輝く鳥取創造本部、男女協働未来創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項	（常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務教育常任委員会 9人 令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項 農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項 地域県土警察常任委員会 8人 輝く鳥取創造本部、男女協働未来創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。